

第1期宇都宮市障害福祉サービス計画（素案）に関するパブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間 平成19年2月20日(火)～ 3月12日(月)

(2) 意見の応募者数・件数 51名(95件)

| | 郵送 | ファクシミリ | Eメール | 持参 | 電話 | 計 |
|----|----|--------|------|----|----|-----|
| 人数 | | 42名 | 5名 | 4名 | | 51名 |

2 意見の概要と市の考え方

同様の意見については集約して回答

計画全体について(2件)

| | 意見の内容 | 意見に対する市の考え方 ()内は計画書の掲載ページ |
|---|--|---|
| 1 | 障害者の特性に応じたサービスの提供をお願いしたい。 (1件) | 障害者自立支援法により制度は統一されましたが、サービスを提供するにあたって障害の特性に配慮することは重要と考えております。 計画においても、グループホームの制度が無い身体障害者に対する福祉ホームの整備(P35)や聴覚障害者に対するコミュニケーション支援事業(P31)などを実施するとともに、判断に不安のある知的障害者等に対する成年後見制度利用支援事業の実施に向けた検討(P29)など、今後とも障害の特性に応じたサービスの整備に努めてまいります。 |
| 2 | 健常児も障害児も分け隔てなく育てられる環境を整備して欲しい。 (1件) | 今回の計画は障害児・者を対象とした計画ではありますが、ノーマライゼーションの考え方を基本理念に位置付けるとともに(P4)、この計画を推進するにあたっては市民の理解や協力を得るための取り組み(P39)等を通じて、障害の有無にかかわらず安心して育てられる環境の整備に配慮してまいります。 |

地域移行等の目標値について（ 11件）

| | 意見の内容 | 意見に対する市の考え方 ()内は計画書の掲載ページ |
|---|--|--|
| 1 | 施設からの地域移行や精神障害者の退院，一般就労の促進に関する具体的な手法を示して欲しい。 (5件) | 地域移行や精神障害者の退院の促進につきましては，市として今後取り組むべき課題と位置付けているところです。 なお，新たな市独自の就労促進策として，廃食用油の再資源化事業の一部授産事業化の検討を実施していく（P38）とともに，地域移行を進めるための受け皿整備として，グループホーム等の設置に係る補助の拡充（P37）を実施していきます。 |
| 2 | 各目標値をどのように算出したのか。 (4件) | ・施設からの地域移行については，国から示されている推計手法に基づき，現状の施設入所者数から推計しています。（P14） ・精神障害者の退院に関する目標値については，県全体の推計値から人口按分で算出しています。（P15） ・福祉施設からの一般就労に関する目標値については，県の目標値から人口按分で算出しています。（P16） |
| 3 | 福祉施設からの一般就労を促進するにあたっては，一般就労した後も長期的に見守る体制が必要ではないか。 (1件) | 就労移行支援事業（P20）では，一般就労した後の定期的なフォローも行うこととなっておりますが，一般就労が上手くいかなかった場合の支援なども含め，今後の本市の具体的な就労支援策を検討する際の参考といたします。 |
| 4 | 各目標値に関する現状の実績はどうなっているのか。 (1件) | 地域移行や精神障害者の退院の促進につきましては，市として今後取り組むべき課題であり，各目標値に関する現状は正確な把握をしていないところです。 |

介護給付・訓練等給付の実施及びサービス見込量について（9件）

| | 意見の内容 | 意見に対する市の考え方 ()内は計画書の掲載ページ |
|---|---|---|
| 1 | <p>平日だけでなく休日に療育を実施する児童デイサービスを市内に作って欲しい。</p> <p>(2件)</p> | <p>児童デイサービス(P22)も含めた日中活動系サービスにつきましては、休日も含めた週7日間毎日通所することを、利用者本人の休息の必要性から原則として認めておらず、事業者にとっても休日の開所は大きな負担となることから、休日の実施を前提とした事業者の確保は想定しておりません。</p> <p>ただし、週休日に通所し平日に休むというような通所形態も想定されることから、今後さらに利用者のニーズの見極めに努めてまいります。</p> |
| 2 | <p>障害福祉サービスの見込量は事業者の供給量なのか、利用者の希望量なのかわからない。</p> <p>(6件)</p> | <p>サービス見込量につきましては、利用状況から推計しており、利用者の希望量と位置付けております。</p> <p>計画上の表記につきましては、ご指摘を踏まえまして、介護給付等のサービス見込量の推計方法等の説明を加えるとともに、利用者数がわかるような工夫をいたしました。(P17～19, 23, 25)</p> |
| 3 | <p>障害を持つ高齢者に対する支援について触れられていないのではないか。</p> <p>(1件)</p> | <p>特に65歳以上の障害者に対する介護サービスについては介護保険が適用されることとなりますが、障害者の特性に応じたサービスや支援策については、一部を除き年齢制限はありません。</p> <p>なお、高齢者特有のニーズに対する支援につきましては、本市の第4次高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画に基づき推進していきます。</p> |

地域生活支援事業の実施及びサービス見込量について（４４件）

| | 意見の内容 | 意見に対する市の考え方 ()内は計画書の掲載ページ |
|---|---|--|
| 1 | 地域生活支援事業は市の特徴が出る事業なので、利用者のニーズや意見を十分検討して事業化して欲しい。 (1 件) | 地域生活支援事業については、制度構築に関する市の裁量が大きいことから、地域特性や利用者ニーズ等を踏まえ、自立支援協議会の設置（P29,30）を通じ関係機関との連携を強化し、市の地域特性にあった事業展開に配慮していきます。 |
| 2 | 合併後の相談支援はどうなるのか。 (1 件) | 今後、市全体の相談支援のあり方を検討するなか（P26）で、2町の区域も含めたくうえで、適切な相談体制を検討していきます。 |
| 3 | 住宅入居等支援事業や成年後見人利用支援事業など具体的な施策を平成 19 年度から実施して欲しい。 (3 件) | これらの事業につきましては、市として実施すべき事業内容等を明確にしたうえで、平成 20 年度からの実施に向け、事業内容等を検討してまいります。（P28,29） |
| 4 | 市町村相談機能強化事業として専門的職員やスーパーバイザーを配置することは必須ではないのか。 (3 件) | 本市では平成 18 年 10 月から、3 障害に対応できる相談体制をとっておりますが、多様化する相談ニーズに的確に対応するため、相談支援のあり方を検討することとしており、その中で専門的職員の確保の必要性を判断していきます（P26）。 |
| 5 | 地域自立支援協議会に当事者を加えて欲しい。 (1 件) | 地域自立支援協議会については、平成 19 年度中の設置を目指しておりますが（P29,30）、その構成につきましては現在検討中であることから、体制を検討する際の参考といたします。 |
| 6 | 就労相談員を市町村相談機能強化事業として地域自立支援協議会のメンバーに加えてみてはどうか。 (2 件) | |
| 7 | 障害児を対象とする専門のケアマネジャーを導入して欲しい。 (1 件) | 今後の相談支援事業のあり方を検討する際（P26）の参考といたします。 |
| 8 | コミュニケーション支援事業として点訳奉仕員や音訳奉仕員の派遣を実施して欲しい。 (1 件) | 現時点では点訳奉仕員や音訳奉仕員の派遣事業化の予定はありません（P31） |

| | | |
|----|--|---|
| 9 | 紙おむつを知的障害児にも支給して欲しい。 (1件) | 紙おむつにつきましては、日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具として(P33)、自力での排泄が困難な身体障害者に対する給付として位置付けております。 |
| 10 | 施設に通所する際の移動支援の利用を認めて欲しい。 (4件) | 移動支援につきましては、社会参加等を促進させるための移動等を支援する事業であることから(P33)、通勤・通学・施設通所などの恒常的な利用は原則として認めておりません。 |
| 11 | 地域活動支援センターを社会参加のための施設と位置付けて欲しい。 (1件) | 地域活動支援センターについては、介護給付や訓練等給付ではカバーできないニーズに対応するものとして位置付けておりますが(P34)、今後の利用者ニーズなどを見極め、実態に即した事業展開を検討していきます。 |
| 12 | 地域活動支援センターに関する本市の位置付けや役割を明確にして欲しい。 (1件) | |
| 14 | 地域活動支援センター事業を補助金方式にして欲しい。 (3件) | 地域活動支援センター事業についても、他の施設系サービスとの整合性を踏まえ、日額報酬を導入するものです。(P38) |
| 15 | 小規模作業所が障害福祉サービス事業者に移行するためには、増改築や移転が必要と思うが、移行に関する支援策の内容を具体的に教えて欲しい。 (3件) | 小規模作業所(地域活動支援センターに移行した旧作業所含む)から障害福祉サービス事業者への移行につきましては、市としても積極的に支援する方針ですが(P34)、具体的な支援策については、今後移行の希望や移行時の問題点などを明らかにしたうえで、必要な支援策を見極めていきます。 |
| 16 | 日中一時支援事業(放課後支援型)の利用対象を中学生・高校生まで拡大して欲しい。 また、その際には送迎もお願いしたい。 (15件) | 日中一時支援(放課後支援型)については利用ニーズが高いことから、より多くの利用者にサービスが行き渡るよう、実施場所の拡充に努めていきます。(P36) なお、利用対象の拡充等については、受け皿となる事業者とも協議しながら、段階的な拡充を目指してまいります。 |
| 17 | 日中一時支援事業(放課後支援型)は、放課後児童健全育成事業に統合すべきではないか。 (1件) | 障害児の放課後支援については、特別支援学校卒業後も預りのニーズが続くことから、日中一時支援事業に統合したところからです(P36)。 |

| | | |
|----|--|---|
| 18 | ふれあいスポーツ大会は身体障害者と知的障害者が一緒にいるだけで実質的な統合がなされていない。(1件) | 今後の事業展開を考える際の参考といたします。 |
| 19 | 仲間とめぐり合うことができ、皆と一緒に泊まりにいけるような機会が欲しい。(1件) | 障害者の社会参加や交流を促進させるため、社会参加促進事業として各種のイベント等(P37)を実施いたします。 |

見込量の確保策について(8件)

| | 意見の内容 | 意見に対する市の考え方 ()内は計画書の掲載ページ |
|---|---|--|
| 1 | 一般就労を促進させるだけでなく、福祉的就労を確保するために行政が福祉工場を設置することはできないのか。(1件) | 福祉的就労の振興も障害者の就労を促進させる方策の一つであることから、雇用契約を結ぶ就労継続支援A型事業を充実させていく(P20)とともに、市独自の福祉的就労支援策として授産品の販売店舗に対する支援等(P38)も実施していきます。 |
| 2 | サービスを提供するマンパワーの確保策や研修制度、事業者の支援策を充実して欲しい。(7件) | 本市の取り組みとして、地域移行を進めるための受け皿整備に関する支援や就労促進のための独自の取り組みを行いますが(P38)、今後とも事業者等の動向なども見ながら、必要な支援策を検討してまいります。 |

その他（ 2 1 件）

| | 意見の内容 | 意見に対する市の考え方 ()内は計画書の掲載ページ |
|---|---|--|
| 1 | 利用者負担を軽減もしくは無くして欲しい。 (2 件) | <p>今回の計画は障害福祉サービスを安定的に確保していくためのものであり、利用者負担の問題については、制度の持続性・公平性、また利用者の利用動向などを勘案して決定していくものであることから、今回の計画では取り扱う対象としていません。</p> <p>なお、地域生活支援事業についても、制度の公平性や持続性の観点から、一定のご負担をお願いするサービスもありますが、低所得者への配慮措置として、利用者の所得や資産に応じた月額負担上限を設けていきます。</p> <p>さらに、障害福祉サービスと併せた利用が多い、移動支援や地域活動支援センター事業などの特定の地域生活支援事業については、介護給付・訓練等給付を併せて利用した場合に、月額上限を超えた金額を償還する予定です。</p> <p>計画の内容を円滑に周知するため、本計画の公表後に計画の概要書の点字化などを検討してまいります。</p> |
| 2 | 障害福祉サービス，自立支援医療，地域生活支援事業を全て利用した場合でも一定の負担で済むような総合月額上限を導入して欲しい。 (1 件) | |
| 3 | 利用者負担の問題を計画で取り扱わないのは不十分ではないか。 (2 件) | |
| 4 | 地域活動支援センター事業の利用者負担を無料，もしくは軽減して欲しい。 (1 5 件) | |
| 5 | 視覚障害者向けの点字や音訳の計画書，聴覚障害者向けの詳細な計画書を作って欲しい。(1 件) | |